

外国為替取引での外為法令順守のためのご協力をお願い
(外国送金の送金目的等の確認について)

香港上海銀行東京支店（以下、「当行」といいます。）では、「外国為替及び外国貿易法」（以下、「外為法」といいます。）に基づく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第17条の規定により、お客様の外国送金などのお取引が外為法上の規制対象取引ではないこと（もしくは、当行から許可を受けていること）及びお取引の目的（送金目的）を確認することが義務付けられています。

お客様におかれましては、当行に外国送金をご依頼いただく際には、当該お取引が外為法上の規制対象取引に該当しないこと（規制対象取引に係る支払ではないこと）（若しくは当局から必要な許可を受けていること）をご確認の上、その旨をお取引目的（送金目的）と併せてご申告いただきますようお願い致します。

外為法上の主な規制対象取引は、以下の通りです（一部抜粋）。

最新の規制対象取引は[財務省のホームページ](#)（経済制裁措置及び許可手続、ウクライナ関連情報など）をご確認ください。

- ① 外為法で指定された資産凍結等経済制裁措置の対象者との取引（具体的な対象者は財務省のホームページをご確認下さい。）
- ② イランの核活動等又は核兵器運搬手段の開発に寄与する目的で行われる取引
- ③ 「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われる取引
- ④ 北朝鮮に住所等を有する個人・法人等（その外国にある支店を含む。）及びこれらのものに実質的に支配されている法人等（その外国にある支店等を含む。）（注1）に対する支払
（注1）「実質的に支配されている」とは例えば、発行済株式総数の過半数以上を保有されている場合や役員の過半数以上を北朝鮮に住所等を有する者が占めている場合が該当します。お客様の知りうる限りのご確認をお願い致します。
- ⑤ 北朝鮮を原産地又は船籍地域とする貨物の輸入及び仲介貿易、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び仲介貿易
- ⑥ 財務省ホームページで公表されている「北朝鮮 IT 労働者に関する注意喚起」に記載の「北朝鮮 IT 労働者」に業務を発注したりその対価を支払う送金
[「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」の公表（令和6年3月26日）：財務省\(mof.go.jp\)](#)
- ⑦ ロシア・ベラルーシの資産凍結等措置の対象である団体若しくはこれら指定団体により株式の総数等の50%以上を直接に保有されている団体、又はクリミア「併合」若しくはウクライナ東部不安定化の関係者への支払等
- ⑧ ロシア政府等が発行した証券の取得・譲渡、ロシア政府等やロシアの特定銀行による本邦における証券の発行・募集、又は上記発行・募集のための労務・便益提供に係る取引

- ⑨ ロシア関連の「輸出入の制限措置」に該当する取引（例：ロシア・ベラルーシ向け特定品目の輸出取引、ロシア・ベラルーシ特定団体への輸出取引、「ドネツク人民共和国」（自称）若しくは「ルハンスク人民共和国」（自称）との輸出入取引、又はロシアからの一部品目の輸入取引）
- ⑩ ロシア・ベラルーシ向け特定品目の技術提供、ロシア・ベラルーシ特定団体への技術提供、又はロシア向け特定サービスの提供に係る取引
- ⑪ ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資、又はロシア法人等により外国において行われる事業に係る対外直接投資
- ⑫ 上限価格を超える価格で取引されるロシア産原油等の輸入及びロシアから第三国への仲介貿易取引
- ⑬ 上限価格を超えるロシア産原油等の購入等に関連して、本邦の居住者が非居住者に対し行う取引又は海運サービス、通関サービス、金融サービス、または保険サービスの提供
- ⑭ ロシア向けに建築サービス又はエンジニアリング・サービスを提供する取引

ご申告方法

（HSBCnet やホスト接続等の電子的な手段をご利用の場合）当該支払が規制対象取引に該当しない旨をご確認いただきましたら、HSBCnet の送金作成画面の「当局報告書」欄または（ファイルアップロード・ホスト接続等の場合）送金ファイルの相当する欄に、(i) 送金目的及び(ii) 「NRT」である旨を必ずご入力いただくようお願い申し上げます。（「NRT」は Non Restricted Transaction（規制対象取引ではないこと）を表します。）

（送金依頼書をご利用の場合）当該支払が規制対象取引に該当しない旨をご確認いただきましたら、(i) 送金目的等を必ずご記入いただき、更に(ii) 「外為法規制対象取引に該当しない」旨を送金目的欄に補記していただくようお願い申し上げます。

いずれの場合も、送金目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品の品目、原産地（国名）、船積地域（都市名）、仕向地（国名）（※仲介貿易の場合）を併せてご申告ください。

当行がより慎重な判断が必要と判断したお取引については、受付を停止し、お客様からお取引に関する確認資料のご提出のお願いや電話等でのお問い合わせさせていただく場合があります。

（注2）規制対象取引に該当しないことが確認できない等の場合には、当行の判断でお取扱できないこともございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

（注2）確認資料のご提出・電話等での問合せをする可能性のあるもの（一例）

1) 以下の16品目に該当する商品に係るお取引

①まつたけ (Matsutake mushroom)、②しじみ (Basket clam)、③ずわいがに (Snow Crab)、④けがに (Horsehair Crab)、⑤赤貝 (Arch Shell)、⑥えび (Prawn / Shrimp)、⑦うに (Sea Urchin)、⑧うにの調製品 (Sea Urchin Product)、⑨なまこの調製品 (Sea Cucumber / Beche-de-mer Product)、⑩ひらめ (Flatfish)、⑪かれい (Flounder)、⑫たこ (Octopus)、⑬はまぐり (Common Orient Clam)、⑭あわび (Abalone)、⑮あさり (Clam)、⑯さるとりいばらの葉 (Smilax China)

2) 原産国、船積地域又は仕向地域、受取人又は相手銀行の名称・所在地に、以下の中国北部の地名が含まれるお取引

①吉林省 (Jilin)、②遼寧省 (Liaoning)、③黒竜江省 (Heilongjiang)

以上